

明治期における児童虐待問題の 構築と子どもの権利思想

下 西 さや子

要旨：児童虐待防止運動が始まったのは「最近のこと」とされているが、わが国では、すでに明治末期に初めての取り組みが開始されている。「家」制度が存在し、親子が支配と服従の関係にあった当時において、「子どもの権利思想」の台頭は、児童虐待を許されないこととして認識させることに大きく貢献したと考えられる。「子どもの権利思想」では、子育てを親の義務・子どもの権利とする一方、親に優先するものとして「国家」を位置づけ、イノセントな存在である子どもを保護し、適切な家庭教育をすることが、社会防衛上も重要と主張した。本稿では、児童虐待がこのような文脈の延長で語られたことによって人々の関心を集めることができたこと、また、家族国家観とも折り合うことができたことを指摘し、当時の児童虐待防止、および、子どもの権利思想が有していた歴史的意義と限界について論じている。

Key Words：児童虐待，児童虐待防止運動，家父長制家族制度，子どもの権利，母役割

I. はじめに

児童虐待が深刻な社会問題として論議され始めて久しい。全国の児童相談所における虐待相談処理件数は、1990年度の1,101件から年々増え続け、2003年度には、26,569件と、24倍強に増加している¹⁾。しかし、虐待処理件数の増加が、必ずしも児童虐待の実態の反映であるわけではない。人々の虐待への関心が、それまで問題にしなかったような扱いを虐待として認識させる面があるからである²⁾。

「児童虐待の対応が始まったのは最近のことである」との記述を多くの文献でみかけるが、児童虐待が社会問題として議論され、一慈善事業家によって、取り組みが開始されたのは、日本においては明治末期であった。明治期の児童虐待というと、間引きや児童労働といった現在とは異質な虐

待が想起されがちであるが、「社会問題」とされたのは、むしろ、家庭内での児童虐待であった。

一方、世界に目を転じてみれば、児童虐待への対応は、19世紀後半の近代諸国家においてすでに活発に行われている。1904（明治37）年1月、アメリカのニューヨークの児童虐待防止協会（NSPCC）の活動を視察した生江（1909：42）によれば「1874年、紐育市に於て、初めて設置された純然たる児童虐待防止会³⁾は、「以来三十余年後の今日に於ては、合計三百二十六個を算して、大小の都会中その存在を認めざるものなし」というほどであり、ヨーロッパにおいても「欧米諸國中、之が設立を見ざるなきに至れり」と世界的な広がり⁴⁾をみせていたという。明治期の日本において児童虐待への対応が萌芽的であれ開始された背景には、このような欧米の取り組みの影響が大きかったと考えられる。

児童虐待が許されないこととして問題化されるためには、子どもが人として生きる権利をもった存在として認識される必要があるだろう。しかし、明治期には、家父長が絶対的権限をもつ

2005年1月6日受付／2005年5月10日受理
SHIMONISHI Sayako
安田女子大学文学部
sayape@u01.gate01.com

「家」制度が存在し、親と子は支配と服従の関係にあったといわれる。実際に、学校で使用された修身書は、親の子に対する恩や子から親への絶対的奉仕を説くものが多数を占めており、明治後期は、天皇への忠、父母への孝を軸とした家族国家観が教化されていた。1872(明治5)年に「学制」が公布されたものの、多くの子どもは、大人に混じって何らかの労働に従事しており、学校に通える子どもは少数にすぎなかったが、このような親子観は、当時あって、広く共有されていたと思われる。一方、このような社会状況のなかで、子どもの権利を主張する声もまた、明治中期ごろから活性化している。児童虐待を公的な問題として押し上げた背景には、このような子どもの権利思想があったことはまちがいなさろう。この時代に、児童虐待への関心はどのように芽生えていったのであろうか。本稿の目的は、子どもの権利が、明治期の家族国家観の下でどのように論じられたかをみていくことによって、この時代の児童虐待および虐待防止の社会的性格を明らかにすることにある。

Ⅱ. 児童虐待への最初の取り組み

児童虐待に対する日本で最初の取り組みは、「貧民研究会」⁹⁾のメンバーであり、「免囚保護事業」や教誨事業⁶⁾などの慈善運動に携わっていた原胤昭によって始められた。原は横浜の興行師が養女を虎の檻に投げ入れ重傷を負わせるという事件が「児童虐待事件」として新聞報道されたのをきっかけに、1909(明治42)年、「児童虐待防止協会」を設立し、被虐待児の保護を開始する。「児童虐待防止協会」の主たる活動は、住民への虐待通報のよびかけ、事実確認のための調査、被虐待児の保護、講演などの啓蒙活動であった。子どもの保護に際しては、児童虐待防止法などの整備がないため、親との人間関係をつくりながら同意が得られるよう配慮したり、育児施設⁷⁾や警察と連携するなど、今日のソーシャルワークに通じるような介入⁸⁾を行っているのが注目される。しか

し、法的根拠に基づく権限が与えられていないこと、組織的取り組みがなされなかったことの限界から、「児童虐待防止協会」としての活動は、1年で終えざるをえなかった⁹⁾。

しかしながら、原らの実践活動によって明らかになった児童虐待の実態報告¹⁰⁾は、当時の政府官僚や社会事業家や知識人たちの認識を大きく転換させることになった。これまで、子どもへの極端な身体的虐待や養育放棄は、刑法によって処罰されていたが、内務官僚の窪田(1909:11)は「我邦に於て幼者の虐待を防止する為の法律の規定は未だ実行上の手続き等の点に於ては足らざる所があると思われる。(略)其虐待された児童を如何に処置して未来の虐待を防止するかと云う方の規定に於ては全く欠けて居る」と、刑法による規定とは別に、児童虐待を防止するための法整備の必要性を指摘している。また、1910(明治43)～1915(大正4)年までの児童虐待に関する新聞記事の統計(総数116件)を作成した三田谷(1917:201-3)は、児童虐待の定義について、虐待の範囲を狭義と広義とに分類することを提案している。狭義の児童虐待とは、「身体または精神に不良の影響を及ぼす事項を徒に児童に強いる」行為であり、「貰い子殺し、幼児の新聞売、棄児、少女売買等の如きもの」がそれに相当するとしている。広義の虐待は、「児童が身体と精神に危害を招きつつあるに拘わらず家庭も社会も之を傍観するような行為」としたうえで、「児童に対する暴言又は苛酷の言辞」が「児童の精神生活に受くる危害は大なり」として、精神的虐待を児童虐待として範疇化するなど、今日でさえ、やっと認識されるようになった広い虐待概念を提起しているほか、防止活動の重要性を「さらに緊要なること」と強調しているのが注目される。

これら、児童虐待の定義や児童虐待防止法の法制化の必要性に関する論文、また、アメリカを中心とした欧米各国の児童虐待への取り組みを先駆的に次々と紹介したのは、『慈善』(「中央慈善協会」の機関誌)や『救済研究』(大阪の「救済事業研究会」の機関誌)であった。明治末期に児童

虐待に関する議論が活性化したのは、児童虐待を問題とみなすような児童保護、および、子どもの権利思想が芽生えていたからであろう。家父長制家族制度の下で、「子どもの権利」思想はどのようなプロセスを経てどのように語られたのだろうか。

Ⅲ. 「子どもの主権」論の台頭

親子関係に関する明治前期の法令には、子の親、祖父母への服従が明記されている。大竹(1981:37)によれば、1870(明治3)年頒布の「新律綱領」には、「父母・祖父母が教令違反の子孫に懲戒を加えて子孫を偶然死に至らしめ、および過失殺せる場合は罪に問われないとされているのに対して、「子孫が祖父母父母の教令に違反し、および奉養に欠く場合は杖一百の刑に処する」と規定されていたとしており、父母・祖父母が子に対し強い教令権・懲戒権をもっていたことが推察される。子どももまた、修身教科書をおして親への孝行、親の子に対する恩を次のように教えられていた。

吾々を生みたるは父母なり。身體髪膚みなこれを父母に受く。父母の恩は、海よりも深く、山よりも高し。故に父母をばあくまで大切にし、孝行を尽くさざるべからざるなり。
(元田 1881:7)

しかし、このような親子観に対して、1887(明治20)年、植木(1886=1974:41)は「親子(しんし)論」¹¹⁾において、次のように真っ向から反論している。

親とは如何なるものや、子とは如何なるものや、(略)蓋し親とは子を私有擅制すべき所以の名と為すべからず。誠に其の子を養育する所以のものゝみ。抑も人子の始めて生るゝや決して最初より自から衣食し自から成長すること能はず。必ず之れを養育するあつ

てようやく成人するものとし、而して今その之れを生みたるは親なれば親に於て之れを養育するは全く辞すべからざるの本分と云ふべし。(植木 1974:41)

このように、子どもを親の私有物ではなく独立した存在として認めるべきという、当時としては画期的な親子観念は、明治30年代になると、さらに進んで、児童の権利思想として展開されていく。たとえば、久津見(1901=1974:73)は「子供のしつけ」において、「孝」の論理を批判し、「子どもには養育される権利と教育を受ける権利がある」とし、それを充足するのは「親の義務であるとともに、社会の責任である」と主張した。また、下中(1904=1974:94)は、「家庭の主権者は子供であり、「親が子供を愛し、子供の犠牲となるのは当然のこと」とする「子供至上論」を、1904(明治37)年度に発行された『婦女新聞』に8回にわたって連載している。また、1898(明治31)年に創刊された『児童研究』は、以下に示すような子どもの権利に言及した論文を創刊以来、たびたび掲載している。

「児童の権利」

児童を自己の所有物の如くに思ひ做し之を压制し之を束縛し甚だしきは之を苦しめ之を玩弄して自ら快とするは未開および半開国における父母の常状たり。(略)人類は生存の権利を有す。児童は父母の愛養撫育なくして生存し得るものにあらず、故に父母が児童を愛撫するは父母当然の義務たると共に児童当然の権利たり¹²⁾。

ここでは、親が子どもを所有物のようにみなすことへの批判だけでなく、親が子どもを慈しんで育てることは親の義務であり、子どもの権利であることが主張されている。このような「子どもの権利」思想は、従来の家父長制家族道徳に基づく儒教的教育ではなく、子どもを「保護」と「教育」の対象とする新たな家庭教育の文脈のなかで語ら

れていた。明治20年代なかばから、ルソーの『児童教育論』をはじめとして、西欧の家庭教育論が翻訳・出版されているが、明治中期の多くの人々にとって知られざる事柄としてあった「家庭教育」という概念が一般に創出されていくのは、『児童研究』や『婦人と子ども』が相次いで創刊される明治30年代以降である。

今日、「家庭」ということばは馴染み深いものとして定着しているが、もともと「家庭」ということばが明治期において一般的であったわけではない¹⁹⁾。明治20年代に入ると、徳富蘇峰による『家庭雑誌』や羽仁吉一・羽仁もと子による『家庭之友』など家庭や家庭の教育のあり方を取り上げる雑誌が本格的に登場し、「家庭」ということばが次々に用いられようになる。鳥谷部（1908＝1970：389）によれば、「家庭」という名称を冠する雑誌類は、1903（明治36）年に同時発刊された『家庭雑誌』『家庭之友』を双壁として、その前後約10年間にわたって多く現れ、その数は、約30種以上に上ったという。このような「家庭ジャーナリズム」で大きなウエイトを占めていたのが「家庭教育」論であった。この時代になぜ、「家庭教育」の重要性が指摘され、そのあり方について論じられるようになったのだろうか。

IV. 「子どもの権利」と家庭教育論

近代国民国家の形成とともに、子どもは、産業化を促進させる未来の貴重な労働力資源であると同時に、国際社会を生き抜く富国強兵策としての人的資源として大きな期待が寄せられるようになった。政府は、明治初年から産婆の取締りと養成を軸とした助産制度の整備を図るとともに、刑法で墮胎を禁止するという人口政策をとってきた。この結果、人口は一時的な増加をみせるが、確実な避妊法のない時代状況で、多くの捨て子や孤児を大量に発生させることになった（毛利 1972：44-4）。政府に衝撃を与えたのは、欧米諸国が軒並みに乳児死亡率を漸進的に下降させているのに対して、日本の乳児死亡率は漸次増加し、明治40

年代には欧米諸国と比べてきわめて高率になっていることが、1898（明治31）年から整備され始めた人口動態統計によって、明らかになったことであった（毛利 1972：67-72）。乳児死亡率の高さに危機感を抱いた政府は、育児環境全般を問題にし始める。母親の職業、母親の教育程度、哺乳の状況などが乳児死亡率の高さと結びつけて考えられ、各地で母親を対象とした調査が開始された（暉峻 1992：162）。このような調査それ自体が、当時の女性たちにとっては、母役割が規範化される契機となったと考えられる。

一方、明治30年代には、子どもが固有の発達段階をもった存在であること、親の育て方によっては、将来「犯罪や不正直、精神異常、アルコール中毒、梅毒」（Harvey 1984：89）になるという、欧米の心理学・教育学・遺伝学などの学説が広まり、子どもへの教育への関心が高まっていた。つまり、国民の「質」が注目されるようになったのである。原は、児童虐待への啓発活動のなかで、次のように述べている。

三歳児時代に抱いている母の心意（こころばへ）、母の気立て、母の顔附（かほつき）、母のことばが皆抱かれている子供の心に移り移って子供の魂の形ができるのです。此の時代に鍛え上げた性質は実に人の一生涯をとおして変化し難いと思います。（略）白紙の如き子供は親の色彩のとおり、何色にでも染まるものでございます。（原 1909：19-20）

ここで語られているのは、母親の働きかけによってどのようにでも変わりうる可塑性をもった存在としての子どもであり、母親の影響力の大きさおよび家庭教育の重要性であろう。注目されるのは、「三歳までは母親が家庭で育てるべき」といういわゆる「三歳児神話」がこの頃から論じられていることであろう。また、『婦人と子ども』では、児童虐待の発生する環境として次のようなことが論じられている。

一体どういう種類の子供であるか、或いはどういう種類の家庭の児童が虐待の目に遭うかと云うと、是は容易に皆さんも想像の出来ますやうに、金のない人即ち貧乏者に多い。(略) 要するに貧乏といふことは児童虐待の起こる一の原因である。其の他、父親が飲酒家であるとか母親がだらしがないとか、継母継父というやうな事情のもとに児童虐待が起こりやすい。(吉田 1909:12)

ここでは、児童虐待の主要な原因として貧困があげられているだけでなく、父親の徳性、母親のあり方、親子の血のつながりの有無などが虐待と結びつけられ、あるべき「家庭」の陰面紙として語られている。このように、「家庭教育」で主に主張されたのは、「人格形成期としての子ども期」に対する身体的・心理的配慮の重要性であり、母役割の重要性であった。小山(1991:167)は、これら、遺伝学の影響によって、母は単に「腹は借り物」でなく、子どもの「優秀さ」を決定する要因として母親がクローズアップされるようになり、母役割の重要性を理論的に補強したと指摘する。19世紀後半から、遺伝学が急速に広まった欧米では、科学者でさえ、受胎時の両親の身体的・精神的状態、妊娠中の母親の情緒、また、結婚前の父親の放蕩などが、すべて子どもに影響を与えると信じていたといわれる。そして、このような考え方は、欧米の、特に犯罪者に対する慈善運動を担った人々の間で受け入れられたという。彼らは収容者が犯した多くの犯罪と子ども時代の生活との間に簡単に因果関係を認めることができたからである(Harvey 1984:91-3)。

「免囚保護事業」をとおして「犯罪者」と個別的に接してきた原(1912:6)も、「犯罪をするような性情が、どうして生ずるかということの研究して居ると、虐待された子供が、やがて犯罪者になるのではないかということ、多くの事例に依って教えられ」と述べている。原をこの事業に駆り立てた大きな動機は、児童虐待を防止することが「犯罪者」を作らないことにつながるという

発想である。原の主な活動は、被虐待児を親から分離することと同時に、虐待が子どもに与える悪しき影響を「免囚保護事業」の経験から訴え、児童虐待防止を啓蒙することであった。原は、「家庭の感化」と題した講演会において、家庭の役割を次のように強調している。

子供の悪くなるのは、無論、其の子の了見が悪いからではありませんが、子供の事ですから、自分で自分をし、反省することはできません。これを無頓着に放棄しておく人の子供は、終に皆悪風に感染(しみこん)でしまうのです。私は、不良者の出来る原因を、七分は躰け方家庭の感化力にありと断言します。(略) 家庭は子供の心の形を造る鑄型です。(原 1909:4-7)

虐待が犯罪(非行)と結びつけられたことで、児童虐待は社会防衛的な意味においても問題とされるようになった。子どもの権利が主張された明治中・後期は、少年犯罪が社会問題になった時代でもある。日清・日露戦争以降、急激に膨張した都市では、監獄の定員(約4万人)の約2倍に膨張するほど犯罪が多発したといわれる¹⁰⁾。そのなかで、犯罪者の約40%が14~20歳までに初犯を経験しているという実態が明らかになり、少年犯罪が社会問題として浮上したのである(小河 1912:339)。生江(1909:56)は、「明治二七、八年戦役の後を受けた我国の社会情勢は、一面経済的変動、他面社会問題の惹起と相俟って道義の退廃を招来した。かかる結果の一現象として乞食、遊蕩および浮浪児が激増し、特に少年放火犯が頻発した。之が市民生活に与える脅威が甚大であったので、その儘には放置し難く」なると述べている。しかし、少年犯罪の「急増」という表現は適切ではないであろう。なぜなら、従来、犯罪者に年齢による区別はなく、幼年者であっても大人と同様に処罰されていたからである。

「12歳以下の幼年囚を収容施設において成人の犯罪者と分離すること、刑法上の責任年齢を12歳

から16歳に引き上げること、16歳未満の犯罪者を刑法から除外し、感化教育の対象にする」(小河 1912:339) よう求めていた法学者の小河滋次郎の提案は、結局、1900(明治33)年、「感化法」として実現する。法案の作成に携わった小河は、次のように述べている。

親権者にして若し其の尽くすべき義務を尽くさず、若しくは尽くす能はざるがために其の子を放養に付し、或いは之を虐待し、或いは其の不正不良なる行為に依て之を悪化し学校其他普通の教育手段を以て之を監護教養し能はざるべしと認めたる場合に於いて国家は社会および当該幼者の利益を保全するが為に此に親権に代わって其の義務を全ふする所なかるべからず。(小河 1903:114)

つまり、養育放棄や虐待など家庭における適切な養育ができないために子どもが「悪化」し、普通教育による監護も困難な子どもについては、国家が親権の代行をするというのである。このことは、子どもに対する社会的保護という視点から見ると、2つの重要な意味をもつ。従来、子どもの養育は、「家制度」のなかで強固な位置を占める親権に委ねられてきた。しかし、「感化法」は一定の条件の下であれ、国家による親権の制限や代行がなされうることを示したからである。もう1つ重要なことは、家庭教育と犯罪が結びつけて考えられていることである。「犯罪」はこれまでの歴史のなかで多様な形で存在したであろうが、そのことが「親権者の尽くすべき義務」の不履行の問題として考えられてきたことはなかった。「感化法」の制定は、子どもの大人からの分離、子どもの社会化に対する責任を負うべき家庭教育の重要性を示したのである¹⁵⁾。

西欧の近代社会が、家族と学校の長期的変化の過程で「子ども」を徐々に「発見」していったのに対して、日本では、明治5(1872)年という異例の早さで「学制」が発布されたため、学校教育が制度化されたにもかかわらず、未就学児童が多

かった。小山(1991:69)は、子どもが家庭で「賤妓醜業婦」の写真や雑誌をみて話題にすること、「卑猥な」劇場や寄席へ家族連れで出入りすること、あるいは未成年者の喫煙・飲酒が、学校教育の効果を殺ぐものとして「問題」とされ、「家庭教育」がクローズアップされるようになったと指摘している。

このように、明治中後期にはさまざまなレベルにおいて「家庭教育」の重要性が語られるようになった。この時代の「子どもの権利」思想の特徴は、子どもの権利が、家庭教育における母役割の重要性と抱き合わせの形で主張されていることである。

V. 「子どもの権利」と「国家」

もう1つ「子どもの権利思想」と抱き合わせの形で語られているのが「国家」である。たとえば、若松は、親の愛情に満ちた指導の下で「自由に」養育されるべき「子どもの権理(ママ)」を主張した後、母役割については次のように述べている。

十年二十年の間近い未来に皇国の運命を一手に握らふといふ人々をまのあたり私どもの手に委ねられているのですから、大抵のことはあと回しにして、専心にその為に尽くすが至当でございませう、誰が考へて見ても至当と思ひませう。(若松 1893:62)

同様の傾向は、「親の所有物としての子ども」観を否定し、子どもの権利を主張した人々の発想のなかにも見いだすことができる。たとえば、「子どもには養育される権利と教育を受ける権利がある」と主張した久津見(1901=1974:73)も、結論は、「子供はわれわれ国民の相続者で一人一家の後継ぎと云ふばかりではない。実に国家並びにわれわれ人種の後継となるべきもの、公共的の相続人に外ならぬ。して見ると子供は父母の私有的の宝ではない。天下の宝だ。それを父母兄弟が

暫く預かって育て上げると云ふもので、もっともそれは大切な仕事、責任ある仕事と云はねばならぬ」としている。同様の論調は、子どもの権利を先進的に主張した『児童研究』においてもみられる。

子どもはただ自分たちのために大切なばかりではなく、国のため君のために、まことに大切なものでありまして、此の後に国民国家がよくなるもあしくなるも、又忠義な民が出るも、不忠な民が出るも皆親たちめいめいが、自分の子供の育て方のよしあしに由ることありますから、子供の大切なことを考え、之をよく教育育つる人は、とりもなおさず、国のためにも、大君のみためにも忠義な人であります。婦人の忠義といふものは、かかる根本をつとめることあります¹⁶⁾。

明治中期に流通した「家庭」ジャーナリズム、あるいは女性雑誌は、子どもを中心とした新しい家族イメージを提示する一方で、このような「国家」観念の称揚で結ばれている¹⁷⁾。「家庭」は、「国民」を産み育てる場であり、「国家」のためによりよき子どもを産み、育て、教育することが重要な母親の役割とされているのである。このような規範を受け入れることができたのは、明治中期に都市部に登場してきた新中間層という限られた階層であったが、こういう家族のライフスタイルが、新聞や雑誌などで日常的に掲載されることによって、人々はやがてそのような価値観を自明のものとし、そこからはみ出す生活様式や子育てのあり方を逸脱とみなしていくようになるのである。

子どもの養育は親の義務、と主張した子どもの権利思想は、従来の親権の観念を批判したという面では革新的であるが、親に優先するものとして「国家」を位置づけ、子どもを「国家の子」、子育てを「国のため」として意味づけたという面では、近代国家の体制に適合的であったといえよう。欧米の児童虐待防止運動を紹介した生江の「児童保

護」の主張も、「家の宝は子供である。国の宝は民である。民強ければ国興り、民弱ければ国衰ふ。国家の隆頽はその児童の健否に重大な関係を有する」(生江 1923:72)というように、「国家」抜きにはありえなかった。また、先駆的な虐待の定義を提示した三田谷(1917:204)においても、防止活動の意義に関しては、「一国の最も貴重の実は国民なり。然るに国民のうちに児童虐待に因る病者、虚弱者等あれば(中略)国家社会の負担を要することとなるなり」と位置づけている。「虐待を受けた児童は、大抵社会的落伍者となり、或いは浮浪者、犯罪者等反社会的の人間になる。(略)故に児童虐待を防止すべきは、単に人道上、その児童のために然るべきのみならず、社会自衛若しくは社会連帯責任の観念よりするも、亦極めて緊切の事である」という生江(1923:72-3)の主張は、当時、児童虐待を問題にした先駆的人々に共通した視点であったといえよう¹⁸⁾。

VI. 児童虐待防止法の制定

明治末期における、児童虐待防止法制定要求は、その後のこの問題に関する世論の低迷期があつて¹⁹⁾、1933(昭和8)年になって児童虐待防止法として成立した。

同法では、児童虐待の定義を「児童ヲ保護スベキ責任アル者児童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ処分ヲ為スコトヲ得」²⁰⁾としている。つまり、刑法に抵触するくらいの重度の虐待でないかぎり、親の懲戒権は認められることになったのである。また、児童労働に関しても、6種の職業を除いて認められることになった²¹⁾。

先に述べたように、明治末期には、子どもの視点に立った広い虐待の定義が示されたが、成立したこの児童虐待防止法は、定義においても、親権の制限においても、これまでの議論が反映されたものにはならなかった。その背景には、15年戦争の開始という国家主義が前面に出てくる時代状況のなかで、親権を強化し、子どもを「少国民」と

して統合していく意図があったのではないかと思われる。

児童虐待防止法の制定にかかわった穂積(1933:4)は、親権について、「親が子どもを育てるのは、子どもに対する義務ではなく、日本国家に対する義務である。今の我々よりも精神においても身体においても良きものにするといふことが国家、社会の前途のために非常に大切な事である」と述べている。子どもを健全に育てることがそのまま「富国強兵」という公的な国家目標につながっていったのである。明治・大正期には、さまざまな先進的な主張が展開されたが、それらがもともと国家観念と結びつけて語られてきたことの限界がこのような局面で顕在化したといえないだろうか。

VII. おわりに

19世紀後半は、父権を中心とした家族と共同体の伝統的秩序が崩壊し、ヨーロッパでもアメリカでも、そして日本でも「家族の危機」が叫ばれた時代であるといわれる。戦前の児童虐待防止運動は、このような家族の動揺期を背景に近代国家でほぼ共時的に生じた。日本において、都市化・産業化による家族変動が本格化し始めたのは、日露戦争(1904年)以降である。この時代における家族変化の特徴は、まず、核家族化の進行があげられよう²⁹⁾。核家族それ自体は、すでに近世から存在していたことが家族史研究などから明らかになっているが、都市における核家族が前代のそれと異なるのは、親家族から離れ、独自の生計を営むようになったことである。第2に、このような核家族は、生産活動から切り離されることで職住が分離し、私的で閉鎖的な空間になっていったこと。第3に、稼ぎ手は男性で家事・育児は女性という新たな性別役割分業が固定化されていったこと。第4に、職業機会の多い都市部では、人々の移動が激しかったことから、地域における相互扶関係が希薄になっていったことである²⁹⁾。

このような家族と地域の変貌は、子育てのあり

ようを大きく変えていく。かつて、「親はなくとも子は育つ」といわれ、多様な人間関係によってになわれていた子育てが、個別家族の、より明確に言えば母親の責任においてになうものとされるようになったこと、また、子育ての情報が増加したことや就学が義務づけられるようになって子どもが長く家に留まるようになったこと等から、子育ては親にとって、精神的にも経済的にも負担の重いものとなる。原の設立した「児童虐待防止協会」の記録¹⁰⁾からは、このような子育て環境の閉鎖化と貧困、そして家族関係における葛藤という今日の虐待の背景要因との共通性が浮かび上がってくる。

この時代に児童虐待を社会問題としてとらえることを可能にしたのは、子どもと家庭に対する新たな考え方が出現したことであろう。近代国家の下で、子どもは、産業社会に適合的な人的資源として保護と教育の対象となる。それとともに家庭は、子どもの社会化機能を付与され、子どもへの教育的配慮と家族の情緒的結合という道徳性が強調されるようになった。このような西欧的「家庭」道徳の強調は、当時あって決して特殊なものではなかった。戦前の日本の家族に関するこれまでの研究は、主に家族制度、「家」の視点からその封建性が指摘されてきたが、夫婦・親子の情緒的結合を重視した「家庭」型家族への志向もまた存在していたのである。そしてまた、このような西欧的「家庭」道徳は、明治中期以降に本格化する家族国家主義と対立するものではなく、むしろ、それを強化する役割を果たしたのである(牟田 1990)。

もともと、17世紀の西欧新興階級の間で誕生したといわれる新しい子ども観は、子どもを大人と区別し、「保護と特別な教育的配慮」の下に養育されるべき存在へと転換させた²⁴⁾。子ども向けの文学やジャーナリズム、児童心理研究の本格的登場は、マス・メディアの普及とともに各階層に広がり、現在、われわれが自明のものとしている子ども観が広汎に形成されていった。しかし、このような「家庭」イデオロギーは、近代国家の国民

管理の戦略として一方的に生み出されたわけではない。「子どもを中心としたホーム」が短期間に一般に浸透したのは、多くの人々の目にそれが「理想」と映ったからであろう(牟田 1996)。

エレン・ケイによる『児童の世紀』の翻訳が初めて出版されたのは、1906(明治39)年であった。このような「子どもの権利」という概念を含んだ子ども観の登場が、児童虐待を社会問題として認識させたことはまちがいあるまい。しかし、これまで述べたように、明治期の児童虐待は、むしろ、「家庭道徳の欠如」や「親の無教養」を問題視するネガティブ・キャンペーンとしての性格を色濃くもっていた。そういう意味では、当時の児童虐待防止運動の力点は、児童保護よりむしろ「親の育児改革」におかれていたといえる。そのことは、たとえば、日本では「児童虐待防止協会」が設立されたのと同年に「工場法」が制定されているが、問題にされたのは児童労働そのものではなく、就労年齢や労働時間の若干の改善だけであったこと、それも産業界の要請で大正6年まで実施が引き延ばされたという現実のなかに現れている。

近代社会は、子どもを「固有の権利」をもち保護されるべき存在として「発見」したといわれるが、このような歴史的過程をみるかぎり、子どもへの関心は、社会的、経済的、政治的背景のなかから生まれてきたのであり、子ども自身に内在するものとしての「子どもの権利」は認められてはこなかったように思われる。子どもを無力で未熟な存在として、父権的権威の下に救済するという、いまに尾を引く子どもに対するパターンリズムは、当時の慈善団体が共通してもっていた思想であった。

当時の児童虐待防止運動は、国家の児童優先主義と、観念にとどまっていたとはいえ、一般大衆の間に広まった近代的子ども観との接合点を足場に展開されたといえる。そういう意味では、この運動は、国家意志の担い手としての役割を果たしてきたともいえよう。しかし、だからといって、この問題に取り組んだ人々を非難するつもりはま

ったくない。彼らは、ほかのだれもが傍観していた困難な仕事を引き受けた人々であり、その取り組みによって救済された子どもたちも多数いた事実を無視するわけにはいかないからである。そしてまた、当時の多くの人々にとって「国家」とは、「親族や地域の共同体が解体した近代社会において、人々が求めていたアイデンティティの帰属先」(Anderson 1983=1987:14)であったことを考えると、彼/彼女らだけが特別に国家主義的であったわけではないことも理解できる。

19~20世紀にかけて近代諸国家で活発に議論され、取り組まれてきた児童虐待防止運動は、日本でも欧米諸国においても戦時体制のなかで消滅していく。そして、戦後は児童保護行政の業務に組み込まれていき「世間の関心はもちろん、ソーシャルワーカーでさえこの問題を重大な職業的関心事としてみなさなくなっていく」(Nelson 1984:11)といわれる。児童虐待の歴史について研究したRadbill(1974=1981:56)は、「児童虐待に対する同情や関心には周期的な面があるように思われる。被害者への同情の頂点が過ぎると、それへの関心は一時撤退し、次の契機でまた喚起されるようである」と指摘する。このような戦前の児童虐待防止への取り組みは、ほとんど注目されず、教訓化されることもなく歴史のなかに埋もれてしまった観がある。それは、子どもという存在が、これまで常に大人によって語られる客体としてしか存在しなかった歴史と無縁ではないであろう。

1989年には、「意見表明権」や「表現・情報の自由」など、子どもを権利の行使主体とみなした「子どもの権利条約」が批准された。また、今日、CAP(Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止)プログラム²⁵⁾にみられるように、子どもに権利意識の重要性を伝え、暴力や虐待に子ども自身が立ち向かえるよう援助するといった子ども支援のあり方が、児童虐待防止運動の新たな歴史を刻んでいる。子どもへの社会福祉援助は、パターンリスティックな援助からやっと離陸し始めたのかもしれない。

注

- 1) 厚生労働省 (2004) 「社会福祉行政業務報告の概要 児童相談所における虐待相談処理件数」 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1114-3.html>, 2004. 11. 14.)
- 2) 児童虐待の実態があるということと、それが「虐待」として問題化されるということが一致するわけではない。ある現象が「社会問題」や「逸脱」とみなされるプロセスについてブルーマーは、「社会問題は社会の固有の機能障害の結果ではなくて、所与の状態が社会問題として取り上げられたり認定される定義過程の産物である。社会問題は、それが社会によって存在が確認されなければ社会に存在しない」と述べている。H. Blumer (1971) *Social Problem as Collective Behavior*, 宝月誠 (1980: 2) より再引用。
- 3) 生江の報告によれば、NSPCCは「最近1カ年における統計表」において、取り扱い件数16,000件、うち約10,000件を告訴、その結果8,100余件が処罰を受け、8,500余の児童を保護したとしている (なお、最近1カ年とは、生江の原稿が書かれたのが1909 (明治42) 年であるから、1907~1908年ごろを示していると思われる)。
- 4) たとえば、イギリスでは、1884年に全国児童虐待防止協会 (NSPCC) が結成されている。同協会はインスペクターと呼ばれるケースワーカーを採用する一方、政治的ロビー活動を積極的に展開し、児童虐待防止法をはじめとする主な児童保護法制定に多大な働きをしており、1908年に、その到達点として「児童憲章」を制定させた。イギリスの児童虐待防止法運動については、日本政府の内務官僚である窪田 (1909) が『慈善』で、詳しく紹介している。
- 5) 貧民研究会は、1900年、内務官僚窪田静太郎らが、同僚の小河滋次郎や民間の留岡幸助らに呼びかけて結成した官民による研究会 (1900年に庚子会と改称) で、明治 (1908) 年に発足する「中央慈善協会」の母体となった。なお、「中央慈善協会」は、1921 (大正10) 年「社会事業協会」と改名、1924 (大正13) 年に、「中央社会事業協会」となった (池田1994: 92-3)。
- 6) キリスト教徒であった原は、矯正施設で収容者の徳性の育成・心情の安定を目的とする教育活動である教誨事業に携わっていた。
- 7) 明治に入って最初の育児施設として日田養育館が1869 (明治2) 年に設立されて以降、仏教・キリスト教に基づく育児施設が数多く設立されている。詳しくは、池田 (1994: 66-8), 古川 (1982: 218) 参照。
- 8) 原 (1909a) 参照。
- 9) 原 (1912), 若木 (1951) 参照。
- 10) 「児童虐待防止協会」の記録によれば、児童虐待の発見数は、1年間110件余りで、うち、84人を保護している。原の介入により親子分離した事例のうち、13件は、もらい子虐待という現在とは異質な虐待ケースであるが、あとは、「妻と別れ、育児のため生活に窮したる余り」とか、行き過ぎたしつけ、家庭不和など、現在に通じる児童虐待事例が多数記載されている。通報総数は84件とされているが、「これらの通報には『誤認』や『慰藉訓戒或いは少額の保護金恵与』で終わったものなど軽微なものが多く含まれて」おり、このようなケースは、「記録に残してない」 (原1922: 486) としていることから、実際の通報はあげられている件数よりかなり多かったことが推察される。
- 11) 植木の「親子論」は、「貧民論」「育幼論」とともに、1886 (明治19) 年、土佐の自由民権運動機関紙『土陽新聞』に連載された。
- 12) 筆者不詳 (1911) 「子どもの権利」『児童研究』巻頭言, 10(3), 1-2.
- 13) 森岡清美・望月 高 (1987) によれば、家族 (Family) の訳語)、世帯 (Household) の訳語)、家庭 (Home) の訳語) の3語は、法令や小説などの資料をとおして、明治期なかばから大正期に学問的世界で採用されるようになり、徐々に日常語として使用されるようになったという。
- 14) 明治期の都市形成に関する先行研究は、成田 (1993), 西川 (1994) 参照。
- 15) 「感化法」制定の背景については、古川 (1982: 223-7) 参照。
- 16) 筆者不詳 (1898) 「母親のため」『児童研究』1 (2), 42-3.
- 17) 「家庭」ジャーナリズムと並行して登場した「児童ジャーナリズム」においては、当初こそ教育関係者によって執筆された啓蒙色の強いものであったが、『こがね丸』を執筆した巖谷小波などは、「忠君愛国の気象、国家観念を鼓舞致す事は、もとより御道理に御座候」と、国家観念で子どもをとらえることに皮肉な表現をしている。このような思潮は、大正期以降、子どもを中心に

- すえた『赤い鳥』などの童話の創出に受け継がれていく。河原(1998)参照。
- 18) 児童保護に対する国家的観点からの認識は、日本だけではなく。生江(1909:43)は、アメリカを視察した際、ニューヨークの児童虐待防止協会(NSPCC)設立以来の主幹から「防止会設立は人道主義の発達によると謂えども、一は児童の保護救済事業の、社会自衛上もっとも緊切重要なものなるを認識するによらずんばならず」といわれたことを紹介している。アメリカにおける児童虐待防止運動については、下西(2005)参照。
- 19) 明治末期以降、児童虐待への関心は停滞するが、1917(大正6)年には、大阪の救済事業研究会において、被虐待児保護を含めた児童保護対策が研究されており、児童虐待防止法と児童虐待防止会の設立に向けての提案がなされている。また、第6回全国社会事業大会は、児童虐待防止を含めた「児童保護ニ関スル法令を制定セラレンコトヲ其筋へ建議スルコト」が決議(1921年)されている。
- 20) 日本検察学会編(1933)『児童虐待防止法解義』立興社。(復刻版:1995,上笙一郎編『日本<子どもの権利>叢書8』久山社,14.)
- 21) 同法で、「児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アル」(法第7条第1項)業務として、禁止または制限された児童労働は、次の6種である。
「」内は原文のまま。
1. 「不具奇形」を「観覧」させる行為。
 2. 「乞食」
 3. 公衆の娯楽を目的とした「軽業、曲馬」などの危険な業務。
 4. 路上での「物品販売」
 5. 路上で「歌謡、遊芸其ノ他ノ演技」を行うこと。
 6. 「芸妓、酌婦、女給」
- 22) 1909(明治42)年、内務省が実施した家族調査によると、「東京市における家族の規模は一戸平均は四人二分で、細民地区における家族規模は一戸平均三人五分」とされている。生江(1913)参照。
- 23) 産業化、都市化に伴う家族変化については、鹿野(1983)、玉城(1973)参照。
- 24) 無垢であることや純真さなど、今日、われわれが自明としている子ども観は、歴史貫通的なものではなく、近代化とともに形成されていった観

念であることを Ariès (1960) らは、主に絵画や服装の歴史を基に明らかにした。

- 25) 1987年、小学生へのレイプ事件をきっかけにアメリカの女性団体が開発した暴力防止プログラム。1995年以降、日本でも学校を中心にワークショップ形式で展開されている。子どもをただ無力なだけの存在とみなさず、子どものもつ強さに着目した暴力防止教育が注目されている。

文 献

- Anderson, B.(1983) *Imagined Communities ; Reflections on the Origin and Spread of Nationalis.* (=1987, 白石隆・白石さや訳『想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』リプロボート.)
- Ariès, P.(1960) *L'Enfant et Vie Familiale sous l'Ancien Régime*, Paris.(=1980, 杉本光信・杉山恵美子訳『<子供>の誕生アンシャン・レジーム期の子どもと家族生活』みすず書房.)
- Ariès, P.(1978) *Problèmes de l'éducation, in La Franceet les Française*, Paris.(=1983, 中内敏夫・森田伸子訳『教育の誕生』新評論.)
- Harvey, G.(1984) *Scientific Thought and the Nature of Children in America*. Rochester, N. Y. : The Margaret Woodbury Strong Museum.
- 原 胤昭(1909a)「児童虐待防止事業」『慈善』69-76.
- 原 胤昭(1909b)『母と子』(講演録)博文館。
- 原 胤昭(1912)「余が免囚保護の実験」『人道』82, 6-7.
- 原 胤昭(1922)「児童虐待防止事業最初の試み」『社会事業』6(5).
- 穂積重遠(1933)「子どもに対する法の保護と社会の保護」『社会事業研究』21(12), 1-22.
- 宝月 誠(1980)『暴力の社会学』世界思想社。
- 古川孝順(1982)『子どもの権利——イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から』有斐閣選書。
- 池田敬正(1994)『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社。
- 鹿野政直(1983)『戦前・「家」の思想』創文社。
- 河原和枝(1998)『子ども観の近代——『赤い鳥』と「童心」の理想』中公新書。
- 小山静子(1991)『良妻賢母という規範』勁草書房。
- 窪田静太郎(1909)「英国における児童虐待防止法の梗概」『慈善』1(2)。
- 久津見藤村(1901)「子供のしつけ」。(再録:1974, 横須賀薫編『児童観の展開』国土社, 69-83)。

- 元田永平 (1881) 『幼学綱要卷之一』 名田文庫資料。宮内省。
- 毛利子来 (1972) 『現代日本小児保健史』 ドメス出版。
- 森岡清美・望月 嵩 (1987) 『家族関係——現代家族生活の社会学』 日本放送出版協会。
- 牟田和恵 (1990) 「明治期総合雑誌にみる家族像——『家庭』の登場とそのパラドックス」『社会学評論』41(1)。
- 牟田和恵 (1996) 『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』 新曜社。
- 生江孝之 (1909) 「泰西に於ける救児事業」『慈善』1(2), 157-69。
- 生江孝之 (1913) 「細民住宅問題について」『慈善』5(1), 27-43。
- 生江孝之 (1923) 『児童と社会』 児童保護研究会編。(復刻版: 1995, 上笙一郎編『日本<子どもの権利>叢書』 久山社)。
- 生江孝之 (1939) 「我国児童保護事業の発展過程とその動向 (其の二)」『社会事業』30(6)。
- Nelson, J. B. (1984) *Making an Issue of Child Abuse Political Agenda Setting for Social Problems*, The University of Chicago Press, Chicago & London, 14.
- 西川長夫 (1995) 「日本型国民国家の形成——比較史的観点から」『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』 新曜社, 3-42。
- 小河滋次郎 (1903) 「未成年犯罪者の処遇」。(再録: 1942, 『小河滋次郎著作選集』(上) 日本評論社)。
- 小河滋次郎 (1911) 「児童保護の法制関係に就て」『児童研究』15(11), 337-48。
- 大竹秀男 (1981) 「日本近代始動期の家族法——伝統的家族の動揺」『家族史研究4』 家族史研究編集委員会, 大月書店, 5-37。
- Radbill, S. X. (1974) *A History of Child Abuse and Infanticide*. (= 1981, 森 俊一訳「西洋における小児虐待史」『家族と暴力』現代のエスプリ, 至文堂, 66.)
- 成田龍一 (1993) 「近代都市と民衆」『都市と民衆』 吉川弘文館。
- 玉城 肇 (1973) 「明治民法制定以後の家族」青山道夫・ほか編『講座家族1 家族の歴史』 弘文堂。
- 三田谷啓 (1917) 「児童の虐待に就て」『慈善』8(3), 201-10。
- 下西さや子 (2005) 「19世紀末のアメリカにおける児童虐待防止運動の特徴と背景——ニューヨークとマサチューセッツ児童虐待防止協会の取り組みを通して」『児童教育研究』14, 101-8。
- 下中彌三郎 (1904) 「子供至上論」。(再録: 1974, 横須賀薫編『児童観の展開』 国土社, 84-97)。
- 暉峻義等 (1992) 「乳児死亡の社会的原因に関する考察」『戦前日本社会事業調査資料集成 第6巻』 勁草書房, 156-77。
- 鳥谷部鉄太郎 (1908) 「新聞紙雑誌及び出版事業」『開国五十年史』 下巻。(復刻版: 1970, 原書房)。
- 植木枝盛 (1887) 「親子論」。(再録: 1974, 横須賀薫編『児童観の展開』 国土社, 37-57)。
- 若木雅夫 (1951) 『更生保護事業の父原胤昭』 伝記叢書231, 渡辺書房。
- 若松賤子 (1893) 「子供に付て」。(再録: 1974, 横須賀薫編『児童観の展開』 国土社, 59-69)。
- 吉田熊次郎 (1909) 「英国に於ける児童虐待防止会」『婦人とこども』9(5), 7-14。

The Construction of “Child Abuse” as a Problem, and the Concept of a Child’s Rights in the Meiji Era

Sayako SHIMONISHI

Although it is generally assumed that the start of the child abuse prevention movement in our country is “recent”, the first approach had already begun before the end of the Meiji Era. It is thought that the rise of “the concept of rights of the child” greatly contributed to the recognition that child abuse could not be permitted even when, under the “Ie” system, the relationship between parent and child was that of ruler and ruled. Under “the concept of rights of the child” the upbringing of the child was the parents’ duty and the child’s right, but the “Nation” was located over the parents for the protection of social order, protecting the innocent child and defining appropriate family education.

In this paper it is pointed out that discussions of this topic resulted in the subject of child abuse gaining considerable attention, and the historical meaning and limits of the “concept of rights of the child” are discussed, as it found a place of importance within the concept of the patriarchal state.

Key Words : Child abuse, Child abuse prevention movement, The patriarchal family system, The concept of “child’s right”, Mother role